



ヘイトハラスメント裁判を 支える会 会報 Vol.7

発行
2017年6月29日

事務局 〒544-0031 大阪市生野区鶴橋 2-15-27NPO 法人多民族共生人権教育センター内
TEL:06(6715)6600 FAX:06(6715)0153 E-mail: info@taminzoku.com
WEB: http://moonkh.wixsite.com/hateharassment



<https://www.facebook.com/HateHarassment>



@HateHarassment

署名活動へのご協力ありがとうございました 第1次集約を提出しました

宮前綾子（事務局）



3月26日、南海岸和田駅前でおこなった街頭署名活動

ヘイトハラスメント裁判をご支援くださっている方、関心を寄せてくださっている方、応援ありがとうございます。

2017年3月から始まり現在も進行中の活動ですが、皆さまのご協力のおかげで1万6千筆を超える署名（第1次集約）が集まっ

ています。署名という形で表していただいた皆様のお気持ち（第1次集約分）を、6月29日に裁判所に届けていきたいと思っています。当初はどれぐらいの署名を集めることができるのか…、と手探りの中での取組みでしたが、このようにたくさんの署名を集めることができましたことを、会報の場を借りて御礼申し上げます。署名活動は今後も継続していきます。まだまだ皆さまのお力が必要ですので、引き続きのご支援よろしく願いいたします。

「いま思うこと」

原告から会社の中でのしんどい状況を聞く機会が増えた2014年。「実際に配付されているものを見てほしいねん」と、資料とDVDをもらいました。資料は、戦争賛美と朝鮮人への偏見と悪意がまぶされたもので、これが職場で、しかも力を持つ立場からの発信だという事実と、もし自分の職場でこんなことが行われたら…と考えると怖くて、気持ちが悪くなったのを覚えています。資料は自宅で保管していましたが、資料を配付された側への想像力もなく自分の“よかれ”を垂れ流す無邪気な悪意に浸食されていくような気持ち悪さに耐えられなくて結局処分してしまいました。そんな大げさな、と思われるかもしれないけど、それがその時の正直な気持ちでした。

そんな時期に、自分の子どもと話していて重なるなあと感じることがありました。思ったら一直線の我が子。“よかれ”や“自分の正しさ”で友だちに対して起こしたアクションで、相手に嫌がられてケンカになるということが時折あります。「いいと思っ
てんもん」という子に、「いくら“よかれ”でも相手には嫌なことだったらそれは押しつけになるし、相手にとっては“暴力”に

なるんだよ」と伝えた時のことです。

原告から時折聞く会社の福利厚生や、社員の家族にまでの配慮はとても細やかです。そんな社員の幸せのために様々な仕組みを持つ会社で、会社のやっていることは私を幸せにしていらないからやめてほしい、という原告の訴えは否定されたままです。

原告の置かれている状況は、私たちと地続だと思っています。会社の上層部からの意志ということでNOと言い難い状況をつくられ、会社が非常に息苦しく居心地の悪い場になっていくことはどこの職場でも往々にしてあることです。

人それぞれの“よかれ”は違うけど、相手にやめてほしいと言われたら居直るのではなく、傷つけたことにごめんねと言える、そんなお互いを尊重しあった社会の方がきっと生き心地がいいはず。原告が起こしてくれたアクションは、「私は行動起こしたで。で、あんたらはどっちに行きたいんや？」と問いかけているように感じています。

原告だけでなく、私たち一人ひとりが生き心地のよく暮らしていける社会にするためには、原告以外のたくさんの方の力こそが必要です。原告の為だけでなく、私がこの社会で生き心地よく暮らしていくためにもこの裁判に取り組みたいと思います。

第6回口頭弁論期日報告

弁護士 南部 秀一郎



支援者集会壇上の弁護団

この原稿では、2017年3月9日に行われた第6回口頭弁論期日について、当該期日に提出された被告フジ住宅株式会社、被告今井会長の書面の内容をご報告します。

第5回口頭弁論期日までに、原告側からは訴状以降第9準備書面までを提出しました。この中には会社が配布していた大量の文書の整理も含まれますが、原告が主張するヘイトハラスメントの内容及びそれが原告の会社内における人格権を侵害することを、ある書面では日本における在日コリアンの歴史からヘイトスピーチに至る流れを説き起こす、ある書面では社内の文書配布による、強制的な仕組みを文書の引用により明らかにするなどして主張した

ものです。一方で、被告からは今まで明確な主張・反論は為されてきませんでした。そして、この第6回口頭弁論を迎えて、やっと被告から反論・主張がなされることになっていました。

しかし、その反論は短く、原告の主張と比較して内容の薄いものでした。

まず、会社からの主張で最初に述べられた反論、それを端的にまとめると、原告の主張は「レッテル貼り」というものです。この用語はそのまま書面にそのまま書かれています。内容としては、ヘイトスピーチというものはその定義が確立されておらず、その状況で、「ヘイトスピーチ」であるとレッテルを貼って主張を行うと表現行為が萎縮してしまうと述べられています。しかし、このような主張に続けて被告会社は、法律及び大阪府条例を引用して、配布文書にある表現はこれらの法規におけるヘイトスピーチではないと述べています。また、京都朝鮮学校事件の判例を引用して、怒声を次々と間断なく浴び掛けさせる等して攻撃した示威活動である京都朝鮮学校の事案と本件とでは、事例が違っていると述べています。

次に、原告の職場でのハラスメント被害による人格権侵害の主張についても、定義が確立されていないと主張しています、一方でハラスメントについて会社は、当該行為者が違法な行為を行った場合にのみ対応しなければならないと一方的に定義して、会長の行為が違法ではないので、会社にも違法性はないとしています。なお、最後には会社の方針として、社員に対し何らの強制も行わないことになっているとも述べています。

次に会長からの反論をまとめます。まず、その最初の項目で会長は、「私企業での資料配付行為は民間会社において個人で行っ

た情報発信なので、名誉毀損にもプライバシー侵害にもあたらないなら違法とされる根拠はない」と主張しています。そして、それが訴訟で違法評価がされることになるのは「私的行為への不当な権力介入」と述べています。さらに、努力により一定の社会的地位を獲得した特定の人物が、その立場や率いている団体などを活用して、世の中に貴重な情報や意見をできるだけ広く伝えること自体、非難されるべき事ではないとも述べています。

続けて会長は、原告の主張は「『自分が受け入れがたい思想や歴史認識が社内で自分の目に触れると不愉快であるので停止すべき』という主張であると受け止めざるを得ない」と非難します。その後も、「教科書アンケートの呼びかけは国民の意思を公教育に適切に反映させる手段に参加させるものである」、「自国の良さを言葉で伝えることまで、ヘイトスピーチとして非難されるのは恐ろしい事態」、「(在日特権を述べた文書の配布について) 不正確な内容の資料を配付することが即違法となるものではない」、「(会社の配付資料の一部に) ヘイトスピーチはあるが資料の些末な部分」等と続きます。

そして、配布文書は韓国に対する具体的な情報提供や意見論評に過ぎないとし、原告の主張は、「自由に情報を流通させ、広く意見表明を許容し、国民の知る権利をも充足するという表現の自由の意義を全く無視した、言論弾圧にも等しい内容である。」とまとめています。

最初に私は、被告の反論は短く、内容が薄いと書きました。上記記述を読まれた読者の方は多くの意見を持たれたと思います。次回期日では、原告側からさらなる主張の理論的整理を行います。

会社の表明にビックリ!

原告

2015年12月28日、日韓の外相会談で結ばれた、日本軍「慰安婦」問題に関する日韓「合意」の前から、全従業員に向け配布された多くの資料。その中には国家の正義のもと、310万の日本人犠牲者、2000万といわれるアジアの犠牲者を生んだ先の戦争下において「慰安婦」にされ、真摯な謝罪も名誉の回復もないままの戦「後」を強いられた女性たちへの「高級娼婦」「売春婦」といった蔑みと攻撃。・・・大量だった。

物言えず、片隅に追いやられてきた彼女たちへの憎悪や蔑視を煽る「立派な」人の文章や出版物。普及への会長の意気込みと資金（寄付等）の流れが伝わるものだった。

そして今、会社が表明した文章には、日韓「合意」を持ち出して慰安婦像設置の動きに対して「在日」の私に何かを迫ってくる。私は『日本』も他のどの国も背負えない。ただちゃんと働きたい。正直、格好良く「国家？」を背負え！という立派な人（達）を怖いと思う。

今回から、会社での配布物が会報で紹介される。私は本意でないまま、展示会に参加した。その事実は消せない・・・。本意でない人も、ただ力関係を付度した結果のものも含まれる。人は弱い。忘れないでほしい。かつての戦争がそうして成り立ったように。自覚と自戒・自制を持たない権力は、足枷がないと、ただただ恐怖だ。

フジ住宅がおこなった資料配付はヘイトスピーチである

文公輝（事務局）

6月29日の第7回口頭弁論期日では、原告側より被告らがおこなった資料配付行為について、それらがヘイトスピーチであり、原告の人格権を侵害する違法行為であることを主張するための準備書面を提出します。

本稿では準備書面に掲載した被告らの配付資料の一部を紹介します。なお、紹介する資料には、明らかな攻撃的、侮辱的な人種差別表現が多数含まれます。本稿掲載の趣旨をご理解のうえ、何とぞご了承ください。また、本稿の内容はあくまでも筆者の個人的な見解を反映したものであり、原告、あるいは弁護団の見解とも異なる可能性があるものであることをあらかじめお断りしておきます。

被告らによるHP上の主張

被告・フジ住宅株式会社（以下、「フジ」と言います。）は、4月にホームページ上で「訴訟に関する弊社の考えと原告支援団体の主張に対する反論」と題した、同社、代表取締役会長・今井光郎氏（以下、「会長」と言います。）、代表取締役社長・宮脇宜綱（以下、「社長」と言います。）氏の連名による文書を掲載しました（<https://www.fuji-jutaku.co.jp/blog/>）。同じ文書は、同社Facebookページにも投稿されています。この文書中では、フジが配布した資料、書籍について「道徳や歴史認識に関するもの」と定義し、その上で（1）読むことを強制したのではない、（2）配付資料の多くは書籍として公刊あるいはWEB上で公開されているものである、この2点を理由に違法性について否定しています。同時に、「ヘイトスピーチ」「人種差別」「パワーハラスメント」

の事実は一切ないと、原告側の主張を全面的に否認した内容です。また、6月16日には同ブログに「もしも弊社が当訴訟で負ければ、『中韓等、外国の国家、あるいはその国民性を批判する内容が含まれる、広く書店で市販されており、誰でもすぐには買える書物を、①読む事を強制せず、かつ、②受け取る事も強制せずに、参考までに社員に広く配布しただけ』それは『ヘイト行為』であるとされ、私企業の運営に国家が介入して、我が国の言論、出版の自由を大きく侵害する判決になる事が予想されます。また、現在書店に並んでいる多くの優れた書籍が、『ヘイト書籍』とされ、『出版停止』となる事にまでそれは繋がっています。」等と記した主張を追加して掲載しています。

書籍の配布によって煽動されたヘイトスピーチ

裁判の被告であるフジ並びに会長による資料等配布行為によって、特定の人種、民族、国籍に係わる属性を有する集団に対する差別的意識が煽動されていったことを、公刊物である呉善花『虚言と虚飾の国・韓国』（2012年、ワック）の被告らによる配布と、それに関連して書かれた従業員の感想文を紹介することで明らかにします。

2013年、同書がフジの全社員（パート、関連会社社員を含む）千人以上に配布されました。そして、5月23日の配付資料には次のような、同書を読んだ従業員による感想文が掲載されています。

- ①「韓国は・・・日本に対して何をしても良いくらいの勢いで、プレーしてきます。低次元の民族性にほとんど悲しくなります。私にも韓国人の友人はいますが、非を認めず、自己中心的な考え方で、ごめんなさい（謝罪）をした記憶がありません。」
- ②「目的を達成するにはある程度の嘘も良いの国民性など、本当にかわいそうに感じます」

③「韓国も嫌いな国ですが、韓国の反日は中国の体制維持目的ではなく、コンプレックスからの侮日です。ある意味韓国の方が俗っぽいレベルで、感情的に許せない」「最低な国家・人間集団」「在日の方々は・・・日本に帰化した方が正しい選択」「民主国家とは名ばかり」

④「中国人の感性には中国人、韓国人の完成には韓国人でないと日本人の感覚では計り知れない部分が多々あると思います。何と言っても相手はまともに会話や常識で歩み寄ったり出来るレベルの相手ではない」

①～③は、いずれもフジ社員が、直属の上司もしくは会長宛に送信した E-mail をプリントアウトして印刷配布したものです。また、④は同社某部署の業務予定表に同社社員が書き入れたものです。

『虚言と虚飾の国・韓国』なる書籍の内容そのものに踏み込んだ評価は、本稿の目的とは外れるので差し控えますが、韓国人作家によって、極めて偏った視点から韓国社会や国家をした内容であると推察されます。

社員感想文のヘイトスピーチ該当性

では、前記したフジ従業員による同書感想文が、ヘイトスピーチに該当することを確認していきます。

昨年6月3日に施行されたヘイトスピーチ解消法を運用するにあたり、同年12月に法務省人権擁護局は、同法第2条が定義するヘイトスピーチについて典型例を示したガイドラインを提示しました。なお同ガイドラインは一般には非公開となっているため、本稿の記述は複数の新聞記事の内容に依拠しておこないます。

ガイドラインによれば、解消法が定義するヘイトスピーチとは、「死ね」「殺せ」などの脅迫的言動、昆虫に例え、蔑称を用いるなどの著しい侮辱的言動、「日本から出ていけ」などの排除的言動を指します。

まず指摘したいのは、①～④の感想はいずれも、ヘイトスピーチのうち著しい侮辱的言動の類型に該当することです。

「低次元の民族性」(①)、「目的を達成するにはある程度の嘘も良いの

国民性など、本当にかawaiiそう」(②)、「最低な国家・人間集団」(③)、「まともに会話や常識で歩み寄ったり出来るレベルの相手ではない」(④)などの表現は、韓国人という属性をひとくくりにして否定的評価を加え、侮蔑の意思を表明するものであり、典型的な人種差別的表現です。また、「低次元」、「かawaiiそう」、「最低」等、殊更に強い表現を用いていることから、著しい侮辱であると評価できるものです。

さらに「感情的に許せない」(③)との表現は、韓国人という人種、民族、国籍に係わる属性を持つ集団全体に対する強い憎しみを表明するものであり、法務省ガイドラインが定義する、脅迫的言動の類型に該当するヘイトスピーチであるといえます。

書籍配布による差別扇動の「効果」

『虚言と虚飾の国・韓国』なる書籍をフジ並びに会長が配布したことで、紹介した感想文等の通り、多くの社員が韓国という国家だけでなく、韓国人全体に対する嫌悪、憎悪、侮蔑の感情を抱きました。このような効果があったことを根拠に、筆者は当該書籍の配布行為は差別の扇動、すなわちヘイトスピーチであると断定します(そのような意味で、当該書籍もまたヘイトスピーチ書籍であると断定してもよいのではないのでしょうか)。このことだけでも、東証一部上場を果たし、社会的責任を有する企業、あるいはその創業者である代表取締役会長としてあるまじき行為として強く非難されて当然であると考えます。

そのことに加え、更に筆者が悪質であると考えるのは、フジ並びに会長は、社員が当該書籍を読んだ感想のなかから、前述したとおりのヘイトスピーチに該当する表現を敢えて抜き出して複写し、不特定又は多数の社員が読むことができるような状態で配布していることです。

書籍を配布しただけでは、それを読んだ社員の内心にわき起こった差別的感情は、原告を含めて誰も直接的に知ることはできません。しかし、フジ並びに会長は、感想文等を配布することで、社員が抱いた差別的感情を、不特定又は多数の社員が読むことができるようにしています。す

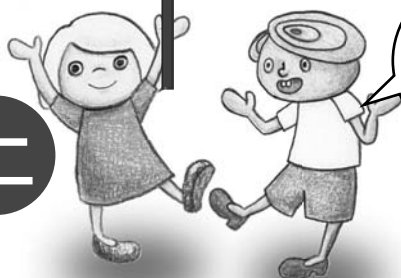
なわちヘイトスピーチを繰り返しているのです。また、二度目のヘイトスピーチは、原告にとって赤の他人である呉善花氏ではなく、会社の同僚という身近な人物たちによっておこなわれています。このことで、原告は一層酷い精神的被害を受け、その結果、在日コリアンである原告の就労環境は著しく悪化しました。ヘイトスピーチ以外の何ものでもありません。

同時に、フジ並びに会長によるヘイトスピーチは、密接で閉鎖的な人間関係が生じる職場内でおこなわれています。そして使用者対労働者という不均等な権力関係のなか、構造的に上から下に向けておこなわれたヘイトスピーチでもあります。このことから、極めて悪質なレイシャルハラスメント（人種、民族、国籍等の属性に係わり不快を感じる不適切な言動、それらが放置され常態化することで形成される就労環境）なのです。

フジ社内でおこなわれたヘイトスピーチについて、6月29日に提出した原告側準備書面が指摘しているのは、今回紹介した書籍配布に係わるものだけではありません。更に悪質で、脅迫性、侮辱性、そして排除的性質の強いヘイトスピーチが数多くなされています。それらについて、次号以降の本誌において更に紹介していきます。

ヘイトハラスメント裁判を支える会 総会 学習 & 交流集会

8月19日(土)
午後2時～



第2弾
やで♪

集会参加費 500円

交流会参加費 2000円

○集会は参加申し込み不要 ○交流会参加費は食べ物のみ。アルコール、ソフトドリンクは会場で販売します
○交流会のみ、料理・飲み物を準備する都合、あらかじめ、チラシ下部記載の事務局まで、前日までにお申し込みください

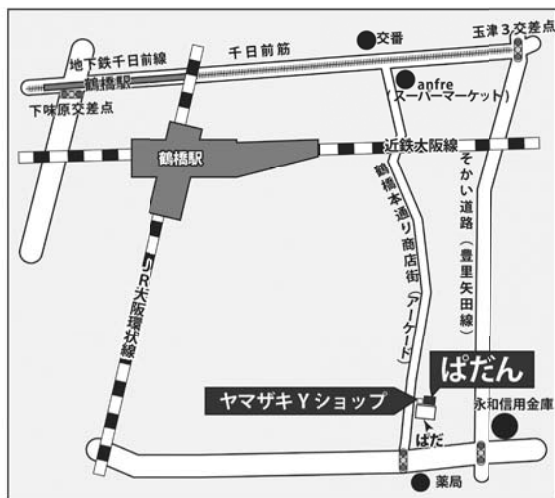
学習会

レイシャルハラスメントについて(仮)

講師：金明秀さん（関西学院大学教授）



会場 つるはし交流ひろば「ぱだん」



住所：大阪市生野区鶴橋 2-15-28
JR大阪環状線・近鉄・大阪市営地下鉄「鶴橋駅」より約600m
生野コリアタウンまで約300m

当日のスケジュール

- 14時～ ヘイトハラスメント裁判を支える会総会
- 14時40分～ 学習会
- 16時20分～ 各団体、個人からの報告
- 17時 総会・集会終了
- 17時30分～ 交流会

当日、12時より生野区鶴橋周辺で、署名、街宣、チラシ配布をおこないます。是非ご協力をお願いします。ご参加頂ける方は11時30分に「ぱだん」までお越しください！